明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する省令の一部を改正する省令（総務七六）　一

〔規　則〕
○計算証明規則及び電子情報処理組織を使用して処理する場合等における計算証明の特例に関する規則の一部を改正する規則（会計検査院三）　二

〔告　示〕
○地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件（総務二六四）　二
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の船舶を指定する等の件の一部を改正する件（同二六五）　三
○放送用周波数使用計画の一部を変更する件（同二六六）　三
○日本国に帰化を許可する件（法務三五一）　四
○空港保安機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務三二七）　四
○マラッカ海峡及びシンガポール海峡船舶航行安全システム整備計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三二八）　四
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務二三二～二三四、二三七、二三八）　四
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同二三五）　五
○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同二三六）　六
○健康保険組合の解散を認可した件（厚生労働二七二）　七
○健康保険組合の名称を変更した件（同二七三）　七
○健康保険組合の事務所の所在地を変更した件（同二七四）　七
○保安林の指定をする件（農林水産一〇一六～一〇二三）　八
○土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件（国土交通七四一）　八
○道路に関する件（中部地方整備局一〇五、一〇六）　八
○道路に関する件（中国地方整備局一二九、一三〇）　八
○最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の補欠者を決定した件（最高裁四）　九
○最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の予備議員の補欠者を決定した件（同五）　九

〔人事異動〕
法務省　農林水産省　特許庁　最高裁判所　四

〔叙位・叙勲〕　四

〔褒　賞〕　四

〔皇室事項〕　五

〔官庁報告〕
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　六

〔公　告〕
諸事項
官庁
信託会社に対する行政処分、金融商品取引業者に対する行政処分関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　八
会社その他　九

省　令

○総務省令第七十六号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、並びに独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和六十三年法律第六十六号）及び戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十五号）を実施するため、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年七月七日

総務大臣　原口　一博

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する省令（平成十五年総務省令第百十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号の次に次の一号を加える。

三の二　基金法第十三条第一項第四号に規定する特別給付金の支給に関する事項

第一条第四号中「第十三条第一項第四号」を「第十三条第一項第五号」に改め、同条第五号中「第十三条第一項第五号」を「第十三条第一項第六号」に改める。

第十九条中「特別記念事業準備金」を「特別準備金」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（法令に基づく引当金等に関する経過措置）

2　この省令による改正前の独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する省令第十九条の規定により振り替えられた特別記念事業準備金は、この省令による改正後の独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する省令第十九条の規定により振り替えられた特別準備金とみなす。